

神戸市有馬温泉施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月1日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第52号

神戸市有馬温泉施設条例規則の一部を改正する規則

神戸市有馬温泉施設条例施行規則（昭和36年4月規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(使用料の納付) 第3条 [略] 2 条例第5条に規定する規則で定める日は、使用に係る月の翌月の <u>末日</u> とする。	(使用料の納付) 第3条 [略] 2 条例第5条に規定する規則で定める日は、使用に係る月の翌月の <u>10日</u> とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。